鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇告示
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）
保安林の指定の解除（造林課）
保安林の指定予定（〃）
保安林の指定の解除予定（二件）（〃）
町道の改築に関する工事の完了（道路課）

◇公安告示
遊技機の型式の検定（防犯少年課）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（〃）

◇公告
交通誘導警備に係る検定の実施（〃）

告示

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年六月五日

鳥取県知事　西尾邑次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
江府町	土地改良総合整備事業（水田小規模排水）下安井地区区画整理	平成二年三月二十日

鳥取県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年六月五日

鳥取県知事　西尾邑次

一　解除に係る保安林の所在場所
東伯郡赤碕町大字箆津字濱一九二の三

二　保安林として指定された目的
　潮害の防備
三　解除の理由
　河川用地とするため

鳥取県告示第五百四十三号

　次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

　平成二年六月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　保安林予定森林の所在場所
　西伯郡淀江町大字本宮字込平二　四八二の一・四八二の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的
　干害の防備
三　指定施業要件
　１　立木の伐採の方法
　㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。
　㈡　主伐として、伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　２　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十四号

　次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

　平成二年六月五日

鳥県知事　西　尾　邑　次

一　解除予定に係る保安林の所在場所
　東伯郡赤碕町大字箆津字牧戸四八〇の一
二　保安林として指定された目的
　潮害の防備
三　解除の理由
　指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年六月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字下畑字平内谷七八四の一五から七八四の一九まで、字猿カ才七八六の二四から七八六の二九まで

二　保安林として指定された目的
水源のかん養

三　解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第五百四十六号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）附則第八項の規定によりなおその効力を有することとされた旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
桜子宮田線	日野郡日南町霞字天鳥り四二一－一七地先から同町霞字中倉一六七地先まで 日野郡日南町福塚字大林七〇五地先から同町福塚字ヲンヂ六九七－四六地先まで	改築	平成二年六月五日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年六月五日

鳥取県公安委員会委員長　徳　田　博　司

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	オールマイティ	株式会社三星
	オールマイティⅡ	
	ラッキー	
	ファイターⅡ	
	エキサイト一―二―三	株式会社ニューギン
	タイムトラベル二	
	キャンプ	株式会社大一商会

鳥取県公安委員会告示第四十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成二年六月五日

鳥取県公安委員会委員長　徳　田　博　司

一　聴聞の期日及び場所

平成二年六月二十日　午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇　鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二　被聴聞者の住所及び氏名又は名称

(一)　鳥取市桜谷六六一

有限会社あかとんぼ

(二)　西伯郡名和町大字豊成二一四九―三

日野照子

公告

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号）第１条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成２年６月５日

鳥取県公安委員会委員長　徳　田　博　司

１　検定の種別及び級の区分

交通誘導警備　２級

2　実施日時

平成２年９月30日（日）午前８時45分から午後５時30分まで

3　実施場所

東伯郡大栄町大字由良宿1300　鳥取県自動車運転免許試験場

4　定員

30人

5　検定試験の内容

(1)　学科試験

ア　警備業法に関する基本的な事項

イ　法令に関すること。

ウ　車両等の誘導に関すること。

エ　事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2)　実技試験

ア　車両等の誘導に関すること。

イ　事故の発生時における応急の措置に関すること。

6　受験資格

(1)　県内に住所地を有する者

(2)　18歳以上の者

(3)　警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第３条第１号から第５号までのいずれにも該当しない者

7　検定申請の手続

(1)　検定申請の受付期間

平成２年７月２日（月）から同年８月17日（金）まで。

なお、郵送による検定申請書は受け付けない。

(2)　検定申請書の提出先

検定申請者の住所地を管轄する警察署

(3)　提出書類

検定申請書に、次に掲げる書類を添付して正副２通を提出すること。

ア　履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

イ　法第３条第１号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ウ　法第３条第５号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

エ　法第３条第１号から第５号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）２葉

8　検定の手数料及びその納付方法

(1)　検定手数料

17,000円

(2)　納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9　問い合わせ先

検定手続きその他の問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯少年課（電話0857—23—0111）にすること